

令和6年(1994年)7月18日設立
官公需適格組合(中小企業庁認定)
静岡県消防設備保守点検業協同組合

組 合 だ よ り



第46号(新春号)



発行; 令和5年(2023年)1月吉日
住所; 静岡市駿河区南町5番3号
Tel 054-287-5091 Fax 054-287-5092
メールアドレス: syoubougyou-k@mti.biglobe.ne.jp
HPアドレス: http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/

法令遵守を行動指針に、官公庁発注の消防用設備等保守点検業務を通じて
私たち組合員は、地域社会の安全と安心に貢献します

消防法が義務づけた「消防用設備等点検報告」の点検業務は
消防設備士等の有資格者点検を基本とする「独占的業務」であり
高度化した各種消防用設備等に対応する「多数の有資格者による業務体制」が必要不可欠です
静岡県消防設備保守点検業協同組合は、再委託禁止の原則を遵守し契約条項を履行できる
各組合員が雇用した有資格者により、各種試験器具等を用い適正点検を実施しています

組合員	61 社
常用従業員	640 人
うち消防設備士・消防 設備点検資格者等	450 人
電気工事士	205 人
防火設備検査員	76 人
(組合事務局・常勤職員 2 人)	

- 報告義務者が「点検」を無資格者に行わせると 消防法第44条第11号の罰則です
- 違反行為をした法人の代表者や従業員にも罰金30万円以下が科せられます

新春を迎え 皆々様の
ご多幸をお祈り申し上げます

令和5年元旦
静岡県消防設備保守点検業協同組合
役職員一同



◆◆◆ 西川和宏理事長の年頭挨拶 ◆◆◆

令和5年(2023年)の年頭に当たり、組合員や組合関係者、組合をご支援
いただきます皆様におかれましては、心新たに新年をお迎えのことと存じます。
改めて日頃の組合活動へのご支援、ご協力に心より御礼と感謝を申し上げます。

昨年は、新型コロナ禍が継続する中、通常総会を3年振りに情報交換会と合わせて開催することができました。そして、共同受注の確保と組合員への確実な配分実施を基本に、消防設備・防火設備の点検検査を通じた「火災予防の推進」、「中小零細事業者の受注確保」及び「健全な業界の確立」を目指す「令和4年度事業計画」を全会一致で決議したところです。

しかしながら、国が進めるデジタル化をはじめ建物の複合化・所有形態の変容、消防設備の高度化、点検人材確保の困難、更には他業界からの参入激化、市町における地元優先の産業政策、地方自治体の財政事情など、組合を取り巻く環境は益々その厳しさを増しております。また、消防用設備等の維持管理に関わる様々な態様の火災、平常時の消防用設備等の水損事案等も発生しています。

組合では現在、「点検料金積算基準(平成28年度版)」改定、国や県関係要望事項の一覧(リスト)化、官公需適格組合の周知状況調査等を実施中です。これらを基に令和4年度～5年度に掛けて組合活動を展開することで共同受注の確保を図り、地域の安全・安心や地域経済の活性化に微力ながら貢献してまいりたいと考えています。組合員一同、力を合わせ組合活動に邁進してまいりますので、関係の皆様におかれましては、引き続きのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

【予告】令和5年度「第29回通常総会」の開催

< 青年部会・第8回通常総会(同日開催) >

- 令和5年5月17日(水) 午後/総会, 情報交換会
グランディエール・ブケトーカイ(静岡市内)
16:30 ~ 第29回通常総会/事業報告, 決算, 予算等
17:30 ~ 情報交換会

第28回通常総会(R4.5.18)





新年の御挨拶

静岡県危機管理部 危機管理監代理兼
危機管理部 部長代理 加藤 晃一

明けましておめでとうございます。

静岡県消防設備保守点検業協同組合の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、平素から静岡県民の安心・安全な暮らしを守るため、消防用設備等の保守点検、設備の施工等を通じて、防火対象物となる建物の防火安全対策に多大なる御尽力をいただいておりますことに対しまして、深く感謝申し上げます。

さて、政府の方針により、マイナンバーカードの活用など、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の動きが活発化しております。

これを受け、総務省消防庁では、令和5年3月までに消防用設備等の点検結果報告について電子申請を開始することができるよう消防本部に通知しております。また、今後の消防用設備等の点検のあり方を検討するため、最新のデジタル技術を活用することで効率的・効果的に点検が行える技術の公募も始まりました。

消防用設備等がいつ如何なるときにおいても十分な機能を発揮する状態を維持するという貴組合及び組合員の皆様の使命は、これまでと変わることなく、重要なものです。

貴組合員の皆様におかれましては、新しい動きにも注視いただきながら、静岡県民の日常の暮らしと命、財産を守るため、今後とも、消防用設備等の適切な保守点検・維持管理業務に御尽力いただきますようお願い申し上げます。

結びに、貴組合のますますの御発展と組合員の皆様の御健勝を心から祈念申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。



年頭の御挨拶

静岡県経済産業部 部長代理 田中 伸弘

明けましておめでとうございます。

静岡県消防設備保守点検業協同組合の皆様には、健やかに新年を迎えられましたこととお慶び申し上げます。

貴組合におかれましては、消防設備の工事や保守点検等を通じて、県民の生命や財産を守る業務に御尽力力いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰、部品供給停滞などにより、県内の幅広い産業が大きな打撃を受けており、県といたしましては、中小・小規模企業の事業継続の支援に取り組んでいるところです。引き続き社会経済情勢の悪化を踏まえた支援策に取り組むとともに、コロナ出口戦略を見据えた経済政策を推進してまいります。

昨年9月には台風15号に伴う記録的な大雨により、県内に甚大な被害が発生し、防火・防災に対する意識も一層高まっております。県といたしましては、激甚化する自然災害から、県民の皆様の生命や財産を守るため、災害対策の強化に全力で取り組んでまいりますので、貴組合におかれましても、これまで培われた専門的な知識と高度な技術を活かし、消防用設備の保守・点検等の適切な実施により、引き続き安全・安心な社会づくりに貢献いただきますようお願い申し上げます。

結びに、今年一年間の貴組合のますますの御発展と、組合員の皆様の御健勝と御活躍を祈念申し上げまして、新年の御挨拶といたします。



新年のご挨拶

静岡市消防局 消防局長 秋山 義隆

新年、明けましておめでとうございます。

静岡県消防設備保守点検業協同組合の皆様におかれましては、輝かしい新春を迎えられたことと心よりお慶び申し上げます。

また、平素から消防行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大から4年目を迎え医療提供体制の整備などにより、コロナ禍前の市民生活に近づく兆しが見えておりますが、世界情勢の不安定により、社会経済活動や住民生活への影響が日々増大してきており、防火対象物の安全を確保している消防用設備等の機器を構成する部品の不足による影響も憂慮されるところです。

このような中、全国各地では、スプリンクラー設備に係る事故が散見されており、その概要等では、スプリンクラー設備に信号を送る感知器の老朽化による誤作動や、原因不明による当該設備の作動に伴う水損事案が発生したことが報告されております。これらの事からも日頃から、設備点検や工事の機会には、老朽化した感知器や電気配線、配管部分における確認は重要で、異常があれば早期改修が求められます。また、これらの事故を受けまして、令和4年11月24日付けで消防庁予防課より「スプリンクラー設備による水損事案について」が発出され、再発防止が求められているところであります。当局としましては、防火対象物の立入検査や各種訓練指導、ホームページなどのSNSを活用して周知するとともに、あらゆる機会を通じて設置事業者様に注意喚起を行っており、あわせて防火・防災意識の高揚に努めています。

静岡県消防設備保守点検業協同組合の皆様におかれましては、消防用設備等の適正な設置や保守点検業務を通じて、地域社会の安全・安心を確保するため、本年もより一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、静岡県消防設備保守点検業協同組合の益々のご発展並びに組合員の皆様のご健勝とご多幸を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



年頭のご挨拶

静岡県中小企業団体中央会 専務理事 田中 秀幸

明けましておめでとうございます。

静岡県消防設備保守点検業協同組合様並びに組合員企業の皆様に於かれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、貴組合に於かれましては、日頃より防火安全対策にご尽力いただき深く感謝申し上げます。

昨年はロシアのウクライナ侵略により経済は大きな影響を受け、様々な経営課題が表面化致しました。また、痛ましい火災や豪雨などの自然災害も発生し、改めて防災への備えの重要性を痛感した一年でもありました。

その一方で、年末に開催されたサッカーワールドカップでは、目標の達成に向け、国を代表した若者が躍動する姿に多くの国民が感動し、激動の一年の締めくくりに勇気づけられる思いが致しました。

これまで中央会では、いざというときの備えに万全を期すべく、組合とともに組合員企業のリスク対策に取り組んで参りました。そして昨年、持続可能な社会の実現に向けて自らが当事者意識をもって取り組むべくSDGs宣言を策定致しました。

日頃からの防災への備えは、自らのためだけでなく当事者意識をもって地域防災に取り組むための所作であり、自らの備えは地域のためであるという認識が必要となります。

貴組合に於かれましては、引き続き防災に対する当事者意識の啓発とともに、消防用設備の保守・点検を通じて地域の安全を維持し、安心して生活できる社会の実現に向けてご尽力いただきますようお願い申し上げます。

本会と致しましては、官公需適格組合制度の普及促進に努めて参りますとともに、組合を通じた中小企業・小規模事業者の皆様の振興発展に向け職員一同決意も新たに努力して参ります。

本年は卯年であります。力強い足腰をもって、貴組合がますます発展されますとともに、組合員企業の皆様にとりまして輝かしい一年となりますようご祈念申し上げ新年のご挨拶といたします。

レポート 1

令和 4 年度「点検料金積算基準」改定検討会の開催

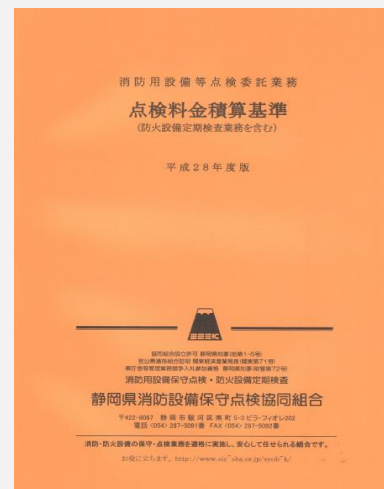
—R4. 7. 25—

令和 4 年 7 月 25 日(月)午前、組合事務所で令和 4 年度「点検料金積算基準」改定検討会（以下「基準改定検討会」）の第 1 回会議が開催されました。これは、第 3 回理事会（令和 4 年 7 月 14 日開催）の決議に基づくものです。第 1 回基準改定検討会では、第 3 回理事会決議による委員長及び委員の計 6 名の就任が確認された後、藤田委員長が議長となり「点検料金積算基準（平成 28 年度版）・右写真」の改定やスケジュール等を協議しました。約 2 時間の会議で確認された事項は、次のとおりです。

ア 検討結果は、前回と同じように冊子に印刷し、組合員や組合関係者等へ周知を図る。

イ 検討結果の周知を通じ、組合活動(共同受注の円滑化等)に貢献・寄与していく。

ウ 検討経過については、必要に応じ理事長報告し、最終の検討結果は理事会に報告して承認をとる。



レポート 2

消防庁が「消防用設備等の定期点検に活用できる新たなデジタル技術の公募」を決定し公表

—R4. 11. 21—

消防庁は、令和 4 年 11 月 21 日(月)に「消防用設備等の定期点検の検討に資するデジタル技術等について技術公募」を行うことを公表しました（下記）。

消防庁では、消防用設備等の定期点検について、現行の点検手法等にとらわれず、最新のデジタル技術等を活用して効率的・効果的に点検の目的を達成するための方策や点検制度を検討しています。

このたび、このような検討に資するデジタル技術等について、技術公募を行うこととしましたので公表します。

なお、消防庁では今後、応募されたデジタル技術等を踏まえ、現在の点検基準と同等以上の安全を担保することを前提として、デジタル技術を活用することによる点検の技術中立化や点検周期の延長等を進めていくこととしています。

1 募集期間； 令和 4 年 11 月 21 日～令和 4 年 12 月 21 日

2 募集について； 別紙 1「公募要領」

3 応募について； 別紙 2「応募書類の作成要領」等



→ 消防庁 HP : https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/20221121_yobo_1.pdf

レポート 3

青年部会「連携・交流促進事業」の実施

—R4. 11. 17 など—

今回で 12 回目となる「組合青年部会ゴルフコンペ」は、組合活動における連携・交流促進事業に位置づけられ、青年部会の皆さんが日程調整など工夫をして続けてきているものです。令和 4 年 11 月 17 日(木)、静岡カントリー袋井コースでは、青年部会会員やゲスト参加のもと、第 12 回組合青年部会ゴルフコンペが開催されました。

また、令和 4 年 6 月 28 日(火) 夜は、組合内外に幅広く参加を呼び掛け、静岡市内のボウリング場でボウリング大会も開催されています。



- 消防庁HPの「通知・通達」サイトには、消防庁が全国の都道府県や消防本部等へ発出した様々な通知・事務連絡等(以下「通知等」)が公開されており、組合が行う消防用設備等保守点検業務に関連する通知等を見ることができます。

- 組合事務局は、業務環境の変化を確認するために、消防庁HPで直近3か年(令和2年～令和4年)の通知等を概観しました。その概要は、以下のとおりです。詳しくは消防庁HPをご覧ください。

→ <https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/2022/>

消防庁HP「通知・通達」の対象業務

消防庁の業務は、火災の予防、警防はもとより、救急、救助から地震、風水害等の自然災害及び事故、テロ災害等への対応まで広範囲にわたっています。(消防庁「総合職技術系採用案内」より転載)

1 通知等の件数

	HP公開件数	組合業務関連件数
令和4年	151件	32件
令和3年	200件	32件
令和2年	341件	59件

左表「組合業務関連件数」は、消防庁HPに公開された通知等のうち、組合事務局が「組合業務に関連すると考えた通知等」の件数。

また、「組合業務」とは、消防法の消防用設備等の点検報告を含む保守点検等をいう。

2 通知等(例)

- 消防予第639号「直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドラインの策定について(通知)」令和4年12月16日
- 消防予第573号「二酸化炭素消火設備の設置に係るガイドラインの策定について」令和4年11月24日
- 事務連絡(予防課)「スプリンクラー設備による水損事案について」令和4年11月24日
- 消防予第598号「『立入検査標準マニュアル』及び『違反処理標準マニュアル』の改正について」令和4年11月21日
- 事務連絡(予防課)「火災予防関係手続における電子申請等の導入に関する留意事項について」令和4年8月30日



写真は消防庁が入居する中央合同庁舎2号館
出典：国土交通省ウェブサイト
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/>

3 通知等の徹底と周知

通知等のあて先は、都道府県(消防防災主管部局課又は同部局課長、東京消防庁・指定都市消防長を並記する場合あり)がほとんどですが、法令施行等の重要事案では都道府県知事及び指定都市市長宛になるなど「市町村消防の原則(消防組織法)」を踏まえたものでした。消防組織法第37条(※)に基づく助言として発出している旨を記載した通知もありました。下記に通知等の文例。

(※) 消防組織法第37条(消防庁長官の助言、勧告及び指導)

「(通知先団体における通知内容の周知、関係者への指導等依頼、指導等への活用、注意喚起及び業務の推進など)…各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。」

年末年始は、仕事やプライベートで人に会う機会が増え、飲食を伴う三密(密閉・密集・密接)も想定されます。しかし、今、新型コロナウイルス感染症に罹る人が増えています。また、12月～3月は季節性インフルエンザの流行時期(右は国のポスター)でもあります。

感染防止に細心の注意をはらい、万全の対策をとって新型コロナウイルス感染症やインフルエンザをふきとばしましょう！



静岡県などの火災概況 消防庁が、令和4年10月28日に公表した「令和3年（1～12月）火災状況・確定値」、同年9月28日公表「令和4年上半期（1～6月）・概数」等を表にしました。下表では、長期的に火災が減少傾向にあるように見えますが、住宅や高齢者関連の火災では異なった動きも出ています。（件・人）

全 国	上半期（1～6月）		R3年	R2年	R元年	H30年	H29年	R3年 H29年
	令和4年	令和3年						
総出火件数	20,417	20,025	35,222	34,691	37,683	37,981	39,373	0.89
建物火災	10,622	10,433	19,549	19,365	21,003	20,764	21,365	0.92
うち住宅	5,867	5,835	10,936	10,564	10,784	11,019	11,408	0.96
総死者数	849	814	1,417	1,326	1,486	1,427	1,456	0.97
住宅火災	535	558	966	899	899	946	889	1.09
うち65歳-	407	418	716	645	662	668	646	1.11
負傷者数	3,195	3,065	5,433	5,583	5,865	6,114	6,052	0.90

静岡県	上半期（1～6月）		R3年	R2年	R元年	H30年	H29年	R3年 H29年
	令和4年	令和3年						
総出火件数	510	-	1,001	880	1,010	1,045	1,160	0.86
総死者数	14	-	36	42	33	40	52	0.69
負傷者数	76	-	120	132	149	143	151	0.79

最近の火災事例など 組合事務局は、組合ホームページ更新（令和4年12月1日付）に当たり、令和3年12月に発生した大阪市北区ビル火災以降、社会的に注目された火災等（県内外の火災と消防用設備等の水損事案）に関する公表情報を収集し組合ホームページに掲載しました。なお、収集情報は官公庁の公表資料を基本としましたが、一部は新聞・テレビ等の公表情報を含んでいます。

→ 詳しくは組合HP (<http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/>)



QRコード

■ 事例（16）北九州市旦過市場火災（令和4年4月19日・8月10日）

JR小倉駅から徒歩数分の場所に立地する旦過市場（たんがいちば）は、様々な食材を扱う店舗や飲食店（火災前は約110店舗）等が密集し、多くの人々から「北九州の台所」と呼ばれ親しまれている約100年の歴史を有する一大商店街です。この商店街で、令和4年4月と同年8月、短い期間に2度の大火が発生しました。人的被害はなかったものの、42店舗（1,924㎡）に45店舗（3,324㎡）が焼失した火災では、消防関係者だけでなく市民を含んだ「社会全体の火災予防のあり方」が問われました。

■ 事例（15）県内でのスプリンクラー設備破損・作動関係（令和4年4月・9月）

静岡県内では、令和4年4月と同年9月に消防用設備等（スプリンクラー設備）関連で、火災が発生していない時に水が溢れるという事案が発生し、改めて私たちの身の回りには火災から生命・財産等を守るために様々な消防設備が設置されていることに気づかされました。写真は、令和4年4月、水漏れが発生した4日後に撮影したJR静岡駅構内の施設周辺。

■ 事例（14）新潟県村上市工場火災（令和4年2月11日）

■ 事例（13）大阪市北区ビル火災（令和3年12月17日）

村上市の工場火災では死者6名、大阪市北区のビル火災では死傷者28名（うち死者27名）。その外に、工場施設やテナントビル焼失など掛けがえのない大切なものが沢山失われました。一見、態様の異なる火災でも共通するのは「防火安全対策をどこまで徹底したか」です。



◆◆◆ お知らせ ◆◆◆

- ・【住所変更】ニッセー防災㈱ / 新住所 裾野市佐野 1016-1 ※ 電話・FAXは従前通り R4年8月
- ・【新規加入】TFサービス 代表者 古橋有一朗 / 浜松市中区 R4年12月1日

静岡県消防学校へ講師派遣 組合事務所に組合員を通じて、県消防学校から再度、消防職員専科教育「予防査察・危険物科(第7期)」の消防用設備(避難設備)概論への講師派遣の打診があったのは、秋も深まる11月初旬。組合は、昨年度の避難設備(講義)を担当した組合員(株)富士消防機商会(静岡市清水区)の協力を仰ぎ、講師派遣を決定しました。その2か月前には、例年方式(総論・消火設備・警報設備・避難設備を丸1日)での講師派遣が「組合の業務状況(年度末派遣)で難しい」とさせていただいたこともあり、消防職員の皆様に点検現場の実際をお伝えできることになり“ほっと”しています。



点検現場は、消防法令の改正、消防用設備等の高度化・複雑化等で変化しています。今回、こうした機会(場)を提供していただいた静岡県消防学校に心より感謝と御礼を申し上げます。

消防学校における教育訓練とは 全国には47都道府県と7指定都市及び東京消防庁に「消防学校55校」が設置されています。消防学校では、消防庁の基準に基づき各学校が定めるカリキュラムにより消防職員及び消防団員等を対象として「消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のための教育訓練」が実施されています。

◆◆◆ 組合顧問弁護士兼理事の法律メモ ◆◆◆

～ クーリングオフ(1) ～



顧問弁護士 吉川友朗
静岡法律事務所
ふたば鷹匠事務所
静岡市葵区鷹匠 1-4-1
佐野ビル 3 階
電話 054-205-2250
FAX 054-205-2290

今回からは、クーリングオフについてお話させていただきます。

クーリングオフは、比較的有名な制度ですので、ご存じの方も多いかと思いますが、消費者を守る強力な武器の一つですので、制度を正確に理解し、しかるべき時に適切に行使できるようにして下さい。

クーリングオフとは、消費者が特定の取引で商品やサービスを対象とした契約をしてしまった後、考え直して契約を解除したいと思った場合、一定期間であれば、正当な理由がなくても、無条件に契約を解除できる制度です。

しかし、クーリングオフは、全ての取引に適用されるわけではなく、以下の取引に限り適用されます。また、クーリングオフできる期間は、以下の通り短くなっておりますので、注意が必要です。

なお、①特定商取引法で規定されている以外の販売方法、指定商品・サービス、②個人の取引ではない場合(法人・個人を問わず、事業上の場合)、③通信販売、④自分から販売店に出向いたり、事業者を呼んで契約した場合、⑤化粧品や健康食品など消耗品として特定商取引法で規定したものを使った場合(消費した最小単位のみがクーリングオフの対象となります。)、⑥価格が3000円未満で、商品を受け取り代金を支払った場合、⑦自動車の場合は、クーリングオフできません。

取引形態	適用対象	期間
訪問販売	自宅や職場への訪問販売(SF 商法、キャセルズ、ポイントメントセルズも含む)での指定商品・権利(チケット等)・役務(インフラやリフォーム等のサービス)の契約	8 日間
電話勧誘販売	電話で勧誘し、勧誘を受けた(電話を掛けさせられた場合を含む)販売で指定商品・権利(チケット等)・役務(インフラやリフォーム等のサービス)の契約	8 日間
特定継続的役務提供	一定期間を超え、一定金額を超えるサービス(英会話、語学教室、学習塾、家庭教師派遣、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)の契約(店舗契約を含む)	8 日間
連鎖販売取引 (マルチ商法・ネットワークビジネス)	「他の人を加入させれば利益が得られる」と言って個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘する形で、販売組織を拡大して行う商品、役務の販売(店舗契約を含む、指定商品制なし)	20 日間
業務提供誘因販売取引(内職・モニター商法)	「仕事を提供するので収入が得られる」、「仕事をするために必要だ」と勧誘され、商品やサービスなどを契約(店舗契約を含む、指定商品制なし)	20 日間
訪問購入	事業者が一般消費者の自宅等へ訪問して、物品の購入を行う取引	8 日間

【速報】官公需適格組合の今（最新情報）を紹介します！

- 1 中小企業庁が開催する「官公需確保対策地方協議会（国方針の周知等を目的・全国9ブロック）」が、令和4年度もリモート会議形式で令和4年11月に開催されました。
- 2 静岡県が属する関東ブロックは、11月10日（木）10:30～16:15に開催。関係省庁（中小企業庁・国土交通省・厚生労働省・総務省）や全国中小企業団体中央会、ブロック内6都県（埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・静岡）・同中小企業団体中央会が取組等を説明しました。

基本データ

- ・官公需適格組合 R4年9月末(前年)
静岡県 — 46 (46) 組合
全 国 — 918 (897) 組合
- ・中小企業の基礎データ
企業数は全企業の99.7%(2016年)
従業者数は全体の約70%(2016年)
- ・事業協同組合 / 組合
静岡県 743・全国 19,597 (R4.3月)

>>組合員名簿

会 社 名	代 表 者	住 所	電 話	会 社 名	代 表 者	住 所	電 話
広伸防災(株) 本社	飯塚 史洋	富士市川成島	0545-63-2178	坂庭TA	坂庭 民茂	浜松市南区	053-440-7751
沼津支店	鈴木 広昭	沼津市沼北町	055-923-3363	三興電機(株)	村串 守啓	浜松市中区	053-436-5111
鈴与技研(株) 東部営業所	高田 靖彦	沼津市大諏訪	055-941-6481	(有)季高防災メンテナンス	季高 良夫	浜松市東区	053-435-4308
ニッセー防災(株)	土谷 直人	裾野市佐野	055-992-5213	鈴木消防設備	鈴木 政則	浜松市東区	090-5118-8048
(株)アオイテレテック	佐野 靖浩	静岡市駿河区	054-286-1256	(株)鈴木防災	鈴木 啓示	磐田市富丘	0538-84-7455
(株)SG防災テクノサービス	杉村 一男	藤枝市田沼	054-637-1260	鈴木防災	鈴木 芳武	浜松市中区	053-465-6334
(株)共同設備	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-265-9255	鈴与技研(株) 西部営業所	川村 孝祐	掛川市本所	0537-27-2331
近藤設備	近藤 晃弘	静岡市駿河区	054-256-0690	西遠消防機具(株)	松井 清海	浜松市浜北区	053-586-4456
消防機材山治(株)	福井 隆幸	静岡市葵区	054-248-0119	セルコ(株) 本社	西川 和宏	浜松市東区	053-463-1341
鈴与技研(株) 本社	杉山 和幸	静岡市駿河区	054-281-3311	掛川営業所	高島俊太郎	掛川市園ヶ谷	0537-22-0119
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	054-351-1557	磐田営業所	鈴木 睦久	磐田市西貝塚	0538-31-8565
セルコ(株) 静岡支店	橋 詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210	湖西営業所	藤田 光弘	湖西市吉美	053-575-3119
セルコ産業(株)	西川 和宏	静岡市駿河区	054-260-6009	相互電池産業(株)浜松事務所	石原 忠勝	浜松市東区	053-424-7552
太平エフ・イー・システム(株)	平野 和真	静岡市駿河区	054-257-6855	(株)タキボウ	瀧 雅也	浜松市中区	053-523-7500
(株)タピア	湊 宏治	静岡市葵区	054-248-6466	(株)タナカ総合	田中 誠次	浜松市西区	053-543-9723
日興電気通信(株) 静岡営業所	奥田 敏光	静岡市駿河区	054-266-6762	中部防災工業(株)	松坂 直和	浜松市北区	053-438-3081
(株)日本防災システム	大島 至了	島田市中河町	0547-35-2001	TFサービス	古橋有一朗	浜松市中区	090-7617-8408
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	054-277-3194	電通システム(株)	木下 敏彦	浜松市南区	053-441-3911
(株)ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	054-388-9989	東海消防技研(株)	佐 藤 誠	浜松市中区	053-463-5601
(株)富士消防機商会	荒瀬 敏弘	静岡市清水区	054-366-7034	東海防災(株)	野田 宗義	浜松市中区	053-474-2627
(株)プラステクト	鈴木 努	静岡市葵区	054-204-1882	(有)豊田消防設備	金原 克己	磐田市東貝塚	0538-36-0119
マナブ防火防災メンテナンス	遠藤 学	静岡市清水区	080-4939-0093	日興電気通信(株) 本社	堀部 成信	浜松市北区	053-439-1125
宮崎設備	宮崎 誠二	静岡市葵区	090-6616-4448	ニッコウプロセス(株)	加藤 裕介	浜松市北区	053-439-1122
宮澤電池産業(株)	宮 澤 学	静岡市葵区	054-247-1211	(株)日本防火研究所	市川 智也	浜松市東区	053-461-1373
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878	(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜北区	053-587-1373
(同)葵防災工業	井口 慎一	浜松市中区	090-3389-7593	浜松総合防災設備(株)	伊藤 直人	浜松市中区	053-465-4664
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜北区	053-587-5699	(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市東区	053-464-1183
(有)エイト・エス・イー・エム	町田 和久	掛川市亀の甲	0537-24-0407	(同)藤屋設備	近藤 泰央	浜松市北区	053-542-0084
(有)遠州消防設備	神谷 知宏	磐田市天竜	0538-34-6574	(有)北部防災工業	鈴木 康之	磐田市大久保	0538-38-1742
太田防災	太田 清広	浜松市天竜区	053-925-2814	防災設備社(株)	萩内 博志	浜松市東区	053-423-0119
木下電気(株)	木下 哲志	浜松市浜北区	053-582-3930	宮下防災	宮下 光	袋井市天神町	080-5100-3088
北沢防災設備(有)	北澤 浩之	浜松市浜北区	053-586-4100	みゆき防災	野 末 悠	浜松市北区	090-5454-2003
(株)北島電設	北島 実	浜松市東区	053-433-5303	ムラソー	村松 哲也	浜松市中区	053-437-6711
(株)久嶋防災	久嶋 宏之	浜松市中区	080-2662-3019	ライト・アーマー	中村 文彦	浜松市西区	080-5130-1996
サイトウ防災	斎藤 至	浜松市中区	053-474-3837				

理 事 長	西川和宏	セルコ株式会社
副理事長	杉山和幸	鈴与技研株式会社
副理事長	堀部莞爾	ニッコウプロセス株式会社
理 事	飯塚史洋	広伸防災株式会社
理 事	吉川友朗	静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所
監 事	宇式三郎	株式会社アオイテレテック
監 事	土谷直人	ニッセー防災株式会社
事務局長	仁科満寿雄	専務理事兼務
事務局職員	鷲巣節子	

>>賛助会員名簿

会 社 名	代 表 者	住 所	電 話
TOA(株) 静岡営業所	中矢 直樹	静岡市葵区	054-251-5350
能美防災(株) 静岡支社	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-340-0013
パナソニック(株)エレクトリックワークス社 静岡電材(営)	大西 裕之	静岡市葵区	054-261-8618
ホーチキ(株) 静岡支社	佛木 貴之	静岡市駿河区	054-202-3811